

自己資本の構成に関する開示事項（平成30年3月期 第1四半期末の自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	243,761		238,193	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,613		57,654	
2	うち、利益剰余金の額	189,611		185,201	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,464		3,490	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		1,172	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	100		113	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	114,449	28,612	105,343	26,335
5	普通株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	—		277	
	うち、非支配株主持分等に係る経過措置	—		277	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	358,311		343,927	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の 額の合計額	1,925	481	2,041	510
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の ものの額	1,925	481	2,041	510
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	△ 0	△ 0
12	適格引当金不足額	5,145	1,286	4,541	1,135
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	0	2	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの の額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	643		—	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,715		6,585	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	350,595		337,341	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
34-35	その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	1,247	—
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額 に含まれる額	—	—	—	—
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 の合計額	—	—	—	—
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	—	—	—	—
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—	1,247	—
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額 の合計額	643	—	567	—
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	643	—	567	—
42	Tier2 資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	643	—	567	—
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—	—	679	—
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	350,595	—	338,021	—
Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	13,351	—	14,491	—
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—	293	—
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含ま れる額	20,000	—	20,000	—
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	20,000	—	20,000	—
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する 資本調達手段の額	—	—	—	—
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	155	—	153	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	155	—	153	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計 額	17,946	—	16,462	—
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	17,946	—	16,462	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	51,453	—	51,401	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	643		567	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	643		567	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	643		567	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	50,810		50,833	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	401,405		388,854	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	482		512	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	481		510	
	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る経過措置	—		—	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	1		1	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,358,048		2,331,485	
連結自己資本比率					
61	連結普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	14.86		14.46	
62	連結Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	14.86		14.49	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	17.02		16.67	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	22,791		22,077	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	942		779	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	155		153	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	500		476	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	12,882		12,822	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	30,000		30,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

2. 単体自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	234,658		229,507	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	57,019		57,019	
2	うち、利益剰余金の額	181,103		177,149	
1c	うち、自己株式の額（△）	3,464		3,490	
26	うち、社外流出予定額（△）	—		1,171	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	100		113	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	113,271	28,317	104,253	26,063
	経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	—		—	
6	普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	348,030		333,874	
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	1,883	470	1,998	499
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	1,883	470	1,998	499
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	0	0	△ 0	△ 0
12	適格引当金不足額	5,955	1,488	5,333	1,333
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—	—	—
15	前払年金費用の額	—	—	—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	0	2	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—	—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—	—	—
27	その他Tier1 資本不足額	744		666	
28	普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	8,585		8,000	
普通株式等Tier1 資本					
29	普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	339,445		325,874	

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
その他Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
	31b	その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
	32	その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—
		特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—
33+35	適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	—	—	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	—	—	—	—
36	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	—	—	—
その他Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
39	少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
40	その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	744	—	666	—
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	744	—	666	—
42	Tier2 資本不足額	—	—	—	—
43	その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	744	—	666	—
その他Tier1 資本					
44	その他Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—	—	—	—
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	339,445	—	325,874	—
Tier2 資本に係る基礎項目					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	13,351	—	14,491
		特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	—	—
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	—	20,000	—
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	—	—	—
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	17,882	—	16,427	—
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置	17,882	—	16,427	—
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	51,233	—	50,919	—

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	当期末 平成29年6月末	経過措置に よる不算入 額	前期末 平成29年3月末	経過措置に よる不算入 額
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	744		666	
	うち、適格引当金不足額に係る経過措置	744		666	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	744		666	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	50,489		50,252	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	389,934		376,126	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	472		501	
	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	470		499	
	うち、自己保有普通株式に係る経過措置	1		1	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,327,276		2,299,729	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	14.58		14.17	
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	14.58		14.17	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	16.75		16.35	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	22,687		21,978	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—		—	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	—		—	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	76		64	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	12,912		12,824	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	30,000		30,000	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—	

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。